

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>(譲渡し等の禁止の適用除外)</p> <p>第五条 法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として譲渡し等をする場合</p> <p>三 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第四条に規定する検察官の職務として譲渡し等をする場合</p> <p>四 第三十七条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合(譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの(国の機関又は地方公共団体が譲受け又は引取りをする場合)あつては環境大臣に通知したもの)に限る。)</p> <p>五 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五十五号)第三十六条の規定に基づき、収容された生きている個体の譲渡し等をする場合</p> <p>六 次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合</p> <p>イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。</p> <p>ロ 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。</p> <p>ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。</p> <p>ニ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において</p> | <p>(譲渡し等の禁止の適用除外)</p> <p>第五条 法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として譲渡し等をする場合</p> <p>三 第三十七条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合(譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの(国の機関又は地方公共団体が譲受け又は引取りをする場合)あつては環境大臣に通知したもの)に限る。)</p> <p>四 次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合</p> <p>イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。</p> <p>ロ 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。</p> <p>ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。</p> <p>ニ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において</p> |

同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

ヘ 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。

ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

チ 第一条の二第四号ウに掲げる行為

リ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

七 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の譲渡し等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと

ロ 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

ハ 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

ニ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

ヘ 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。

ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

チ 第一条の二第四号ウに掲げる行為

リ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

五 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の譲渡し等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと

ロ 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

ハ 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

ニ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

ホ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）を設置し、又は管理すること。

2 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従つて採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ〜ヌ （略）

七 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ キンキルラ属（チンチラ属）全種

ロ ロフォフォルス・インペヤヌス（ニジキジ）

ハ ロフラ・スウィンホイイ（サンケイ）

ニ スユルマテイクス・エルリオテイ（カラヤマドリ）

ホ スユルマテイクス・ミカド（ミカドキジ）

ヘ ストルテイオ・カメルス（ダチヨウ）

ト 令別表第二の表二のりゆうぜつらん科、きょうちくとう科、サボテン科、ベンけいそう科、そてつ科、とうだいぐさ科、フオウキエリア科、ゆり科、うつぼかずら科、らん科又はサラセニア科に掲げる種

八 （略）

ホ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）を設置し、又は管理すること。

2 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従つて採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ〜ヌ （略）

七 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ キンキルラ属（チンチラ属）全種

ロ ロフォフォルス・インペヤヌス（ニジキジ）

ハ ロフラ・スウィンホイイ（サンケイ）

ニ スユルマテイクス・エルリオテイ（カラヤマドリ）

ホ スユルマテイクス・ミカド（ミカドキジ）

ヘ 令別表第二の表二のりゆうぜつらん科、きょうちくとう科、サボテン科、ベンけいそう科、そてつ科、とうだいぐさ科、フオウキエリア科、ゆり科、うつぼかずら科、らん科又はサラセニア科に掲げる種

八 （略）